

居宅系サービスに必要な 口腔管理について

神戸市歯科医師会 高齢者福祉委員会

公益社団法人神戸市歯科医師会

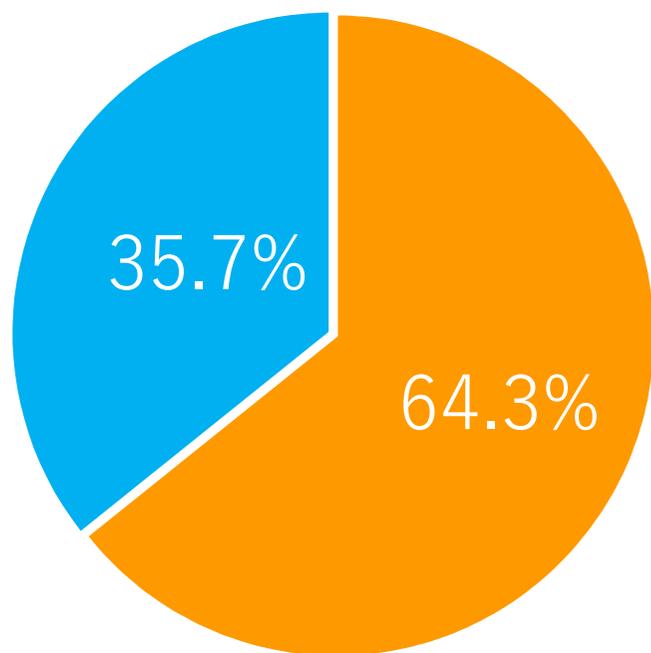
神戸市9区の歯科医師会と連携して神戸市民の歯科口腔保健の向上に取り組んでいる

神戸市歯科医師会

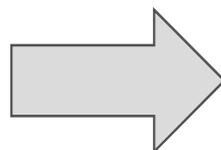
- 東灘区歯科医師会
- 灘区歯科医師会
- 神戸市中央区歯科医師会
- 兵庫区歯科医師会
- 神戸市長田区歯科医師会
- 須磨区歯科医師会
- 神戸市垂水区歯科医師会
- 神戸市北区歯科医師会
- 神戸市西区歯科医師会

要介護者の多くが歯科治療が必要とされているが 実際にはわずかしか受けていない

要介護高齢者290名（平均年齢 86.9歳 ± 6.6歳）



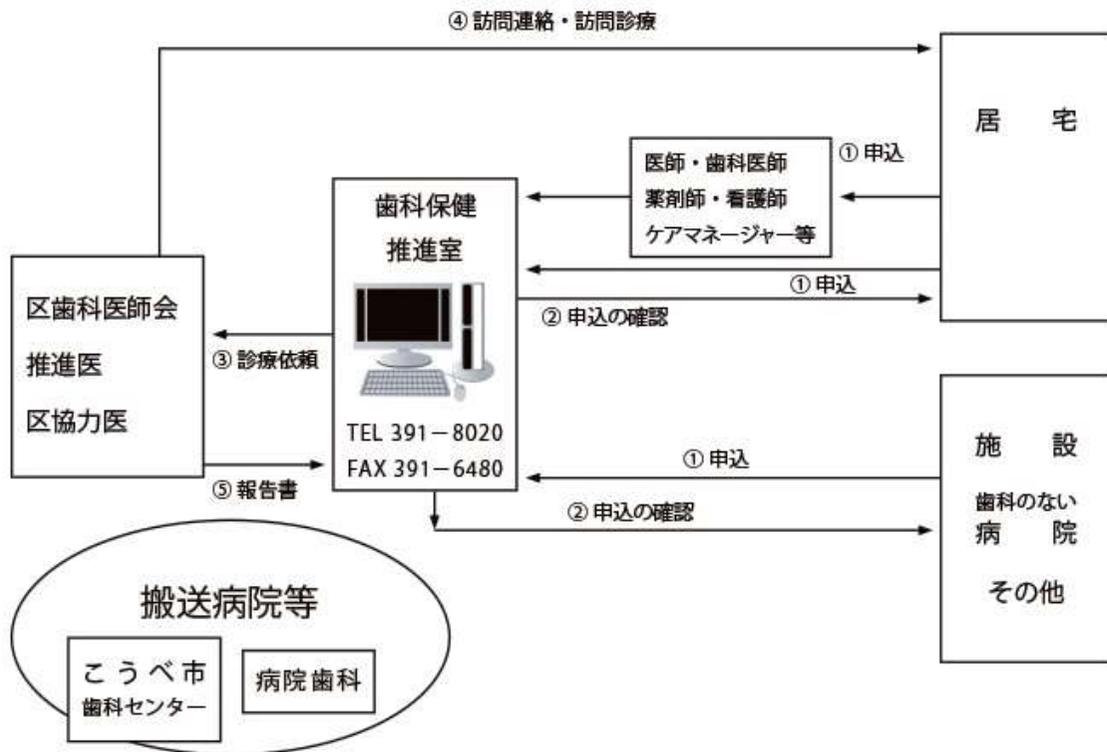
■ 必要性あり ■ 必要性なし



歯科治療が必要な
64.3%のうち
実際に歯科治療を
受けた要介護者は
わずか**2.4%**

神戸市歯科医師会・各区歯科医師会 訪問歯科診療推進事業

訪問歯科診療の流れ



申込み・問い合わせ

神戸市歯科医師会 歯科保健推進室
TEL : 078-391-8020
FAX: 078-391-6480

各区歯科医師会訪問歯科診療依頼窓口

令和3年度介護保険改定 口腔・栄養スクリーニング加算

従来の栄養スクリーニング加算による取組に加え、口腔の健康状態の確認を行うことを評価する加算として新設された

算定要件

従業者が、利用開始時及び利用中6ヵ月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行うこと

対象事業者

通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

令和6年度介護保険改定 訪問介護に口腔管理の連携加算を新設

口腔連携強化加算

訪問系サービス及び短期入所系サービスにおいて、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、**介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施**並びに利用者の同意のうえで**歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供**を評価する新たな加算

対象事業者

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

算定要件

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる**歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等を取り決めていること。**

従来の歯科医院との付き合い方

「歯が痛い」「入れ歯をつくりたい」・・・という利用者と利用者の家族からの訴えにより訪問歯科診療へと繋ぐ

今後の歯科医院との付き合い方

事業所の職員が、利用者のお口の健康状態を評価し、利用者の同意を得て訪問歯科診療へと繋ぐ

要介護高齢者の介護現場において 口腔ケアが必要なことは 今や常識！

- 口腔ケアは
- むし歯や歯周病を予防します
 - 誤嚥性肺炎を予防します
 - 感染症や発熱を予防します
 - 要介護度の進行を防ぎます
 - 認知機能の低下を軽減させます
 - しっかり食べることで栄養補給ができ体力向上
 - 舌の味覚が高まり、食べる楽しみを継続させます

歯科専門職による**専門的口腔ケア**は 器質的口腔ケアに加えて**機能的口腔ケア**

器質的口腔ケア = 従来の口腔ケア

口の中を清潔に保つためのケア

機能的口腔ケア

口腔機能の維持・回復に向けたケア

口の中や口まわりのマッサージ、飲み込む力を鍛えるトレーニングやリハビリ

低栄養の改善・予防

神戸市歯科医師会
訪問口腔ケア事業

在宅で寝たきり状態にあり 歯科医院通院が困難な方で
要介護認定を受けておられる方を対象に歯科衛生士が
訪問し、**専門的口腔ケア・口腔機能管理**を継続して
行います

申込み・問い合わせ

神戸市歯科医師会 歯科保健推進室

TEL : 078-391-8020

FAX: 078-391-6480

訪問口腔ケアの流れ

申込みフォームまたは依頼用紙に記入してFAXで申し込み



担当歯科医師と歯科衛生士が訪問してお口の中の状態を確認



訪問計画に基づき歯科衛生士による専門的口腔ケア・口腔機能管理を継続的に実施

医療保険および、介護保険の一部を担当歯科医院が算定

※ 居宅療養管理指導費は 居宅サービスにおける支給限度額管理の対象外

申込みフォームは
ダウンロード可能

神戸市歯科医師会 訪問口腔ケア事業 から



**今後ますます介護事業者と
歯科専門職の連携が求められています**

**神戸市歯科医師会 歯科保健推進室に
ご連絡ください**

TEL 078-391-8020